

男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	62.4%
うち正規雇用労働者	57.3%
うち非正規雇用労働者	103.9%

- ・対象期間：2024 事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）
- ・賃金：退職手当、通勤手当を除く
- ・正規雇用労働者：正職員、準職員、期間の定めのない嘱託職員が該当
- ・非正規雇用労働者：再雇用職員、LB パートナーが該当
- ・同一雇用形態内の男女の賃金制度は同一であり、雇用形態間の賃金制度の違いが賃金の差異の主要因となります。